

本人調書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成25年(ワ)第5815号
期日	平成26年8月8日 午後1時30分
氏名	井形浩治
年齢	53歳
住所	大阪府箕面市坊島3-5-14
宣誓その他の状況	裁判官は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙速記録のとおり

以上

宣 誓 書

良心りょうしんに従したがって本当ほんとうのことを
申もうし上あげます。

知しっていることを隠かくしたり、
ないことを申もうし上あげたりなど、
決けつしていたしません。

以上いじょうのとおり誓ちかいます。

氏名

井形 浩志



速 記 録 (平成26年8月8日 第2回口頭弁論)

事件番号 平成25年(ワ)第5815号

本人 井 形 浩 治

被告ら代理人

乙第27号証を示す

これはあなたのサインと押印がありますけれども、あなたが作成されたもので間違いございませんか。

間違いございません。

訂正箇所はございますか。

2か所ございます。1ページ目の2行目、私の学部長在任期間ですが、平成21年10月から平成24年3月となっておりますが、正確には平成22年10月から平成25年3月と、1年ずれた形です。間違っておりました。

あなたは現在、大経大で、あるいは経営学部で、何か役職を持っていますか。

はい、教務委員長をやっています。

それは、全学の教務委員長をされてるということですか。

はい。

甲第1号証を示す

特任教員の採用の手続、こういうことについては、現在、これにのっとって運用されてるということですよ。

はい。

原告吉井先生の特任教員の任用に関しては、あなたのほうは、学部長として関与されたということになるわけですかね。

はい。

甲第5号証ないし甲第7号証を示す

甲5, 6, 7については、あなたは、原告から書類を受け取ったことはあり

ますね。

あります。

直接受け取ったのか受け取っていないのか、どうですか。

間接的ですが、受け取りました。

どこから間接的に受け取ったんですか。

事務局から手渡されたように記憶してございます。

甲1の9条の②、「教務委員長は、過去5年間の授業実績状況を委員会に」、推薦委員会に報告することになってはいますが、これが、あなたの手元には入っていないんですね。当時のですけど。

当時の教務委員長には、まだもちろん渡してございません。

いや、あなた自身が学部長のときに、もちろん、②の授業実績状況というのはあなた自身はもらってもいないし、見たこともないんでしょう。

もらっていません。

この②の分については、推薦委員会にいずれは提出されるということになるんですか。

はい。

先ほど示しました、甲5、6、7、これを推薦委員会のほうに、あなた自身は提出されておられませんね。

してございません。

特に、甲7の「3ヵ年講義計画」、この分についてももちろん提出されてませんね。

提出してございません。

提出していない理由はどういうことでしょうか。

平成24年9月28日の教授会におきまして、吉井氏から特任教員の申請がございました。その折に、教授会にて、カリキュラム検討委員会にて、そういう申請の3ヵ年計画については検討審議していただき

たいというふうに申しました。結果として、10月22日でございますが、カリキュラム検討委員会の当時の委員長、池島でございますから、結論だけ申しますと、吉井氏の特任教員の科目が、不要、若しくは必要度が低いという結論をいただきまして、書類としては不備と申しますか、推薦委員会に提出できないという結論になりました。

提出できないということ、原告の吉井先生のほうに、いつどのような形で御連絡されましたか。

同年10月12日に、経営学部のカリキュラム検討委員会にて吉井氏の申請については、先ほど申しました理由という結論が出ましたので、吉井氏にメールを送り、同月の15日に、吉井氏の研究室へその内容について報告に参りました。

ちょっと誘導的なものがあるかもしれないけれども、カリキュラム検討委員会は10月12日に開かれたんですよね。

はい。

そのときに、引き続いて教授会が開かれましたよね。

はい。

カリキュラム検討委員会から、先ほどおっしゃっていただいた内容は、教授会の後でしたか、先でしたか。

教授会の後でございました。

後にそういう報告があったんですか。

はい。

それで、メールをされたんですか。

はい。

後先になりますけれども、先ほどの甲5、6、7、これはいつ頃、その事務局を通して、原告の吉井さんのほうから提出されたんですか。

9月28日の教授会前だというふうに記憶してございます。

甲第5号証を示す

任用資料として9月29日現在になって、教授会の後の日付になっているんですけども、これは、今の話とは違うんですけど、どういうことですか、受け取ったのは29日じゃないんですか。

記憶は不確かではございますが、前に受け取ったんですけども、資料が29日になっていたのか、それか私の考え違いで教授会の後ということも、ないとは言い切れません、申し訳ございません。

それははっきり分からないの。

はい。

9月28日の教授会で、あなたは特任教員の採用のことに、明年度の説明を学部長としてされましたね。

はい。

大まかにどんな説明をされたのか、御記憶のある範囲でおっしゃっていただけますか。

教授会の折です。特任教員の任用規程を中心に、教授会にて特任教員及びその任用手続について説明いたしました。

教授会で説明の折に、今出ております甲1の任用規程というものを、あなたは持っておりましたか、持っておらなかったか。

持って、机の上に置いて説明しました。

それで、先ほどの、授業計画について、カリキュラム検討委員会に意見を聞くというようなことも説明されたんですか。

はい、その場で、任用規程について説明した後に、ついでにはカリキュラム検討委員会にて、吉井氏申請の特任教員としてのことを検討審議していただきたいということで、そのときに、教授会も一応了解したといたしますか。

そのときに、吉井先生、あるいは、それ以外の教授の方でも結構ですけど、

それは、カリキュラム検討委員会で検討するというのはちょっとおかしいんちゃうかというような異議が出ましたか、出てませんか。

出てございません。

また元の話に戻りますが、翌月の10月12日になったわけですね。

はい。

それで、教授会後に検討委員会の池島委員長のほうから結論をもらって、メールをお渡ししたということですね。

はい、さようでございます。

先ほど、原告にそういう結果を御報告してお会いになったということでしたね。

はい。

そのときのやり取りをお聞きしたいんですが、どういうふうにはあなたは原告のほうに研究室で御説明されましたか。

あらかじめメールしておいて、所定された時間に吉井研究室に伺いました。結論につきまして、先のカリキュラム検討委員会にて検討審議した結果、今回、任用機関に提示された科目内容が不要若しくは必要度が低いという理由を中心とする理由で、このまま推薦委員会に上げることはできなくなったということを述べました。

そういうふうにはあなたのほうが言われたんですね。

はい。

そしたら、吉井先生は何かおっしゃってましたか。

基本的に、このまま推薦委員会に提出せよというふうに私におっしゃいました。

それはどういう理由でそのまま出せと言われたんですか。

私を知る限りですが、吉井氏は、形式的な手続であるがゆえに。

ちょっと待ってください。私の知る限りではなくて、吉井氏はどういうふう

に言われたんですか。そのときに、これは推薦委員会に出せないとあなたが
おっしゃったわけでしょう。それに対して、吉井先生の反応というか、言葉
でありましたら、どういう言葉だったのかというのをおっしゃっていただけ
ますか、という質問です。

とにかく出せや、出したらできるんや。

出したらできるんやと、何がですか。

特任教員になれるんや。

出したらなれるんやと、こういうふうに言われたということですか。

はい。

それで、あなたのほうが、出せないと、言葉悪いけど、押し問答みたいにな
ったんですか。

はい、かなりの時間になりました。

ちょっと後先になりますけれども、あなたは、推薦委員会に書類を出せない
ということで、吉井先生も、ここの話では辞退を言われたというふうにおっ
しゃっているんだけど、辞退してほしいと、そういうふう言われたと
間違いないですか。

間違いないです。その続きとしてそのようなことを申しました。

それで、その間のやり取りは時間的に大体どのぐらいあったんですか。

1時間以上、1時間半近かったのではないかと記憶しています。

出す、出さない、あかん、そんなんで。

はい。

それで、最終的にどないなったんですか、あなたが研究室に行かれてのやり
取りの結末は。

徳永学長のところへ、これは特任教員推薦委員長ですが、相談という
か、話に伺うという形で、相談に伺うので、とにかくそれで待ってい
ただきたい的なことを申しました。

ということは、あなたのほうからそういうふうに言われたんですか。こう着状態ですね。

はい。

私のほうから徳永先生に一遍聞いてみるわ、というような、あなたのほうから口火を切ったんですな。

はい。

それで、原告との間で折り合いがついてその話は終わったということですか。

はい。

あなたの今のやり取り 1 時間余りの、これについて、証拠で録音テープが出されてること御存じですか。

そのようでございますね。後で気が付きました。

いや、録音することについて了解がありましたか、ありませんでしたか。

私は了解してません。

いや、そういう録音をさせてほしいという話がありましたか、ありませんでしたか、という質問です。

そういう話はありません。

そうすると、先ほど、吉井先生も言ってたけれども、黙って録音されてたと、こういうことなんですか。

はい。

それはそのとおりなんですか。

はい。

甲第 1 1 号証を示す

その反訳書が証拠として提出されているんですが、これは、あなたに読んでもらってますね。

はい。

この中で、しゃべったことが一字一句反訳されてるということなのか、飛ん

であるということなのか、そののところはどうですか。

一字一句正しいとは確定できません。

聞いたけれども、あなたがしゃべったことも入っているわけで、それがそのとおりなのか、そこに何か抜けてるかどうかというのは分からんということですか。

はい、抜けてるような気がします。

例えば、どの辺のことか言えますか。

何か、昔の話を聞かしていただいたところが抜けてるような気がするんですが、記憶が不確かでございますので。

そういうところもあるんじゃないかと、こういうことですか。

はい。

話が元に戻りますが、推薦委員会の委員長である徳永推薦委員長、学長ですよ。

はい。

学長は、あなたは相談した結果、どんな話だったんですか。

結論から言いますと、学部のカリキュラム検討委員会にて了解できない事案については受け付けられない、というふうにおっしゃいました。吉井先生はとにかく出せと言っているけど、出したいんだけどもというふうにあなたは言われた、言われてない、どっち。

吉井先生のことは申しました、学長に。

出せと。

吉井先生の主張については学長に伝えたんですが、学長は受け付けられませんでした。

授業計画、先ほどの甲7そのものは、徳永委員長のほうに渡して話をされたのか、渡さないで、今の、とにかく受け付けてもらえるかどうかの話をしたのか、どっちですか。

渡してございません。

そうすると、3か年の講義計画は渡してないし、先ほど御質問しました甲1の第9条の研究業績とか、それから役職歴、こういうものも渡していない。

私からは渡していません。

私からというのは、あなたとしては出すことになっているんでしょう、本来は。

はい。

受け付けてくれない以上出せなかったと、こういう形になりますか。

はい、そうです。

徳永さんとの話について、原告のほうに御報告をされましたね。

はい、その日の夜にしました。

乙第18号証を示す

これ、見覚えありますね。

はい、ございます。

これはどういうものですか。

これは、吉井氏に私のほうからメールを送り、また吉井氏からの返信のようでございます。

メールによるやり取りですね。

はい。

これを読んでいただいたらいいんですけれども、中段のところに、16日の13時15分より学長徳永先生うんぬんで、特任Aに関する任用手続、これまでの状況説明をいたしました、というくだりがあるんですけれども、こういう形で御報告したということですね。

はい、そうでございます。

その結論が、上のほうのところに載ってるという形でいいんですか。「先日はご説明、ありがとうございました。」のところ、これは吉井氏からの返事

なんですね。

はい。

それで、最後、戻りますけれども、「今後、同事案につきましては、事実上進めていくことは不可能になりました。」と、こういう結論的なことを連絡されてるわけですね。

はい。

それで、次のページ、2枚目ですけれども、「カリキュラム委員会として、判断された、沢山の理由・根拠を文書でくださいませんか。」と、こういうくだりがあるんですが、これについては、点線の中に書いてる、こういう見解のもとに出せないと、こういうことになったんですかね。

はい。

吉井先生は納得行かないと、これについても、出せないということに関して

そのようでございます。

カリキュラム検討委員会の結論を、お伝えして辞退を申し込んだでしょう。

はい。

それで出せないということで平行線をたどって徳永委員長と相談をして、受け付けられないと。

はい。

あなたのほうで、これ、ちょっと授業計画を修正するというのか、そういうことを原告のほうに、修正したらどうですかと、こういう話はされましたか、したことはありますか。

いえ、してございません。

そうすると、辞退してくれの一点張りという言葉悪いけど、そういう話だけだったわけですか。

結果的にはそうになりました。

結果的と言われたら、理解しにくいんだけど、ちょっと授業計画を一遍見直したらどないですかというふうなことも言ってないわけでしょう。

はい、その場の雰囲気がとてもそんなことを言えるような雰囲気でもないですし、取りつく島もないような形、15日の吉井氏の研究室のやり取りは取りつく島のないほどの勢いで言われましたので。

つまり、出せ出せと。

そうです、推薦委員会開いて出せと。

推薦委員会開いて。

推薦委員会を、そんなこと言うと、おまえから学長に開かして出せと、おまえが持っていけというふうに。

押し付けろと、委員会のほうに。

はい。

そやけども、それについては、相談してみるということになったんやね。

はい。

辞退したらどないですかと、それプラス、いえ、ちょっと直されたらどないですか、というふうなことも言えるような状況じゃなかったということですか。

もう、全然聞いていただけなかったです。

それで、結局、推薦委員会に、受け付けられないということで事実上不可能になったということで、この件については、学部長として教授会のほうに御報告をされましたか。

はい。

いつの教授会ですか。

11月16日の教授会にて行いました。

それに対して、構成メンバーの教授のほうから、それはおかしいじゃないかとか、いろいろな意見が出たんですか、出なかったですか。

出てません。

吉井先生はその教授会出ておりましたか。

いらっしゃいました。

そのときの発言、何かありましたか。

記憶ございません。

それはおかしいとか言われたんと違うんですか。

そういうことについては言われてません。

結局、教授会は、そういう特段の意見出ないで終わったわけですね。

はい。

その後、どういうふうな形に、例えば後任の問題だとか、ゼミの問題とか、そういうことについて教授会として検討をされたんですよね。

はい、11月20日、学内理事会にて、もう一度私は、吉井氏が不採用になったことを報告しまして、11月30日の教授会にて、吉井氏の後任人事、それからゼミの対応について、そのとき全部じゃないんですが、一応方向性を出すような意見を述べました。

教授会のほうでは、それについて、学部長の説明について了承をもらえたんですか。

はい、もらいました。

それから、吉井先生に関して、特任は無理だけれども、非常勤講師ならどうかと、こういう話の意向打診を、学部長としてされたことはありますか、ありませんか。

いたしました。

それはいつ頃したのか御記憶ありますか。

不確かなんですが、11月に入ってからだというふうに記憶してございます。

それは、推薦委員会の委員長の、受け付けられないという後ですね。

はい。

非常勤だったらどうかと。吉井先生はどない言われましたか。

これは池島先生から連絡をお願いしたんですが、最後までお返事いただけなかったです。承諾のお返事いただけなかったです。

それに対して返事がなかったということですか。回答について、こうこうこういう理由でそれは非常勤の講師になれないと、こういうようなことじゃないんですね。

はい、回答自体がなかったということです。

原告代理人

甲第5号証ないし甲第7号証を示す

先ほども見られたかもしれませんが、甲5の「特任教員任用資料」とありまして、原告の名前がありまして、甲6、甲7も同じく原告作成のものですけども、これを事務局から先生が受け取られたということですね。

(うなづく)

そこからカリキュラム委員会に、授業担当計画を回したという流れですか。

はい。

最初にこれを受け取られたときの印象というのは、どういったものですか。

印象って何でしょうか。

例えば、これを見たときに、問題があるんじゃないかと最初に思いましたか。

いえ、そのようなことは思いませんでした。

カリキュラム委員会に回す前に、先生御自身で一通り目を通されましたか。

目を通しました。

その段階では問題あると思わなかったんですね。

あるとは思わなかったです。

その後、カリキュラム委員会の報告を受けたということですがけれども、先ほどの池島先生からのお話では、カリキュラム委員会の総意として、原告の授